

「災害時における高圧ガスの保安及びＬＰガス活用に関する検討」報告書の概要について

検討目的：東日本大震災では、都内の高圧ガス施設における重大な被害の発生はなかったが、被災地においては高圧ガス施設の損壊等の被害が生じた。また、都市ガスの供給停止により避難所等で代替エネルギーが必要となった。このため、災害時における高圧ガス設備の安全性の確保（保安）と災害時における都市ガス代替エネルギーとしてのＬＰガスの活用について検討することとした。

検討会：高圧ガス・ＬＰガス分野に係る専門的見地から意見を聴くため、学識経験者、関係業界、行政の合計１０名からなる検討会を設置した。
「高圧ガス保安」「ＬＰガス活用」２分野について、同時に検討し、平成２４年１０月、２５年１月、３月の３回開催した。

報告書概要：「高圧ガスの保安」については、東日本大震災等における施設の被害実態、国、他自治体、都の震災対策等の動向を調査し、設備の耐震基準への適合（ハード面）と防災計画策定（ソフト面）の両面から高圧ガス設備の安全性の課題を抽出し、その対応の方向性をとりまとめた。
「ＬＰガス活用」については、震災時に避難所の炊出しの都市ガス代替エネルギーとしてのＬＰガスの活用のあり方について、過去の災害時におけるＬＰガスの復旧状況・活用実態、国等の動向、都内避難所のＬＰガス活用に関する現状や需要量・供給可能量の試算などから、ＬＰガス活用にあたっての課題の抽出と対応の方向性をとりまとめた。
各々の課題の抽出、対応の方向性の概要は次のとおり。

高圧ガスの保安（設備の安全性確保）に関する課題の抽出

- ハード面**
- 耐震基準適合状況について**
- ①耐震性能に関し、通達及び耐震設計基準への適合が未確認である設備が１割強存在する
 - ②耐震設計基準制定前に設置された設備の補強対策等が必要なものが多い。
- 高圧ガス施設耐震設計構造物の被害想定について**
- ③耐震設計基準で考慮されている震度以上の揺れが想定される設備が存在する。
 - ④また、液化化、津波による被害への対応が必要な地域に存在する設備がある。

- ソフト面**
- 都の防災計画指針に基づく防災計画等の策定について**
- ①指針策定後１０年以上経過し、各事業所で計画の見直しが行われていないなど形骸化している事例がある。

高圧ガスの保安（設備の安全性確保）に関する対応の方向性

耐震基準適合状況について

- ①自主保安の立場から事業者自らが設備の耐震性能を把握するとともに、東京都も適合が未確認である設備の正確な現状把握に努めることが必要
- ②耐震補強対策等について示すよう国に要望

高圧ガス施設耐震設計構造物の被害想定について

- ③自主保安として行う防災対策の基礎資料として、耐震性能と新たな被害想定をマージング（重ね合せ）し比較した資料を提供する。
- ④国の耐震設計基準を超える震度への対応について、国に要望

都の防災計画指針に基づく防災計画等の策定について

- ①「実効性と機動性の向上」「平時からの安全意識の向上」「ＢＣＰ（事業継続）の視点」の新たな視点を取り入れた指針の見直しが必要
- ②新たな指針に基づく防災計画等作成の働きかけとともに提出を求めている。

ＬＰガス活用（あり方）に関する課題の抽出

区市町村の区域

- ①震災時に避難所に都市ガス代替エネルギーを区市町村が確保する場合、十分な確保がなされていない、また避難期間が長期となった場合の不足のおそれがある。
- ②ＬＰガスの活用について防災協定が締結されていても具体性に欠ける、形骸化しているケースもある。

東京都全域

- ③一定条件下では、都内需要量は賅えると試算されるが、区市町村単位では偏りがある。
- ④緊急輸送路の通行や配送車の燃料確保への対応が必要となる。

都の区域を超えた広域

- ⑤充てん所の被災や道路障害により都内供給量だけでは都内需要量を賅えないおそれがある。

ＬＰガス活用（あり方）に関する対応の方向性

区市町村の区域

- ①代替エネルギーの十分な確保を呼びかけ、不足が見込まれる場合は代替エネルギーの一つとしてＬＰガスを提案、協定締結の促進。
- ②防災協定が締結されている場合、協定内容の具体化等、実効性確保を図るよう働きかける。

東京都全域

- ③東京都全域についてＬＰガス供給を確保するため、都と都ＬＰガス協会との防災協定締結が必要。
- ④協定の締結により、緊急通行車両事前届出、ガソリン優先確保を図る。

都の区域を超えた広域

- ⑤隣接県と都ＬＰガス協会との相互支援協定を活用し、連携する。